

## 幼児教育・保育無償化について

子ども・子育て支援法の一部改正に基づき、令和元年10月から実施される幼児教育・保育無償化の概要は、以下のとおりです。

### 【無償化の概要】

#### 1 幼児教育の無償化の実施時期

令和元年10月1日施行

#### 2 対象者・対象範囲等

##### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

###### ● 3～5歳

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化  
<新制度の対象とならない幼稚園> 月額上限2.57万円

(注:国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化

<開始年齢> 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、満3歳から無償化

<実費徴収> 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外とする。ただし、低所得者世帯等の副食費については、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)する。

###### ● 0～2歳 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

##### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の保育料に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

##### (3) 認可外保育施設等

###### ● 3～5歳

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化(都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定)

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

###### ● 0～2歳

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

##### (4) 就学前の障害児の発達支援

- 満3歳から就学前までの3年間を対象に、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設等の利用料を無償化。なお、幼稚園、保育所等を利用する場合は、双方を無償化の対象とする。